

宝塚市告示第 187 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに宝塚市契約規則第 3 条第 2 項及び第 16 条の規定に基づき、宝塚市（宝塚市上下水道局及び宝塚市立病院を含む。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品等について、それぞれの入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の方法、期間等を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）9 月 26 日

宝塚市長 森 臨太郎

（入札参加資格申請者の資格）

1 入札参加資格者名簿への登録を申請することができる者は、次のとおりとする。

（1）建設工事

- ア 申請日現在において、宝塚市入札参加資格者名簿（建設工事）へ登録されていない者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 の規定による経営に関する事項の審査を受けており、かつ社会保険等に参加している者
- イ 宝塚市に本社（本店）を置き、申請日現在において宝塚市入札参加資格者名簿（建設工事）へ登録されている者で、希望工種の追加又は変更を希望する者

（2）測量・建設コンサルタント等

- ア 申請日現在において、宝塚市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）へ登録されていない者で、かつ、申請日現在において、測量法、建築士法、計量法、土地家屋調査士法、不動産の鑑定評価に関する法律、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の各規程に基づき、その営業について必要とする登録等の許可を受けている者（法律上許可を必要としない場合は不要）
- イ 宝塚市に本社（本店）を置き、申請日現在において宝塚市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）へ登録されている者で、取引希望種目の追加又は変更を希望する者

（3）物品等

- ア 申請日現在において、宝塚市入札参加資格者名簿（物品等）へ登録されていない者で、かつ、申請日現在において、物品売買、役務提供業務等に

関し、その営業について法律上必要とする登録等の許可を受けている者（法律上許可を必要としない場合は不要）

イ 宝塚市に本社（本店）を置き、申請日現在において宝塚市入札参加資格者名簿（物品等）へ登録されている者で、取引希望種目の追加又は変更を希望する者

ウ 宝塚市に本社（本店）を置き、小規模修繕工事（おおむね 50 万円未満の修繕工事契約を対象とする。）の登録を希望する者で、その営業について法律上必要とする登録等の許可を受けている者（法律上許可を必要としない場合は不要）。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を認めない。

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者

(3) 前号に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 国税（法人税、所得税、消費税）については、「納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）」、宝塚市税（市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）については、「納税証明書（未納の税額がないことの証明書）」の提出がない者。（ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定による徴収猶予又は納税の猶予等を受けている場合を除く。）

(5) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱に基づいて本市が定める誓約書（以下「誓約書」という。）の内容に誓約できない者。また、入札参加資格者名簿登載後、本市と契約を締結する際に、契約案件ごとに誓約書の提出ができない者

（資格審査の申請方法）

3 入札に参加する資格を得ようとする者は、誓約書の内容に全て同意のうえ、次の各号に掲げる書類を提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 建設工事

ア 入札参加資格審査申請書（建設工事）

イ 委任状（代表権のない者に権限を委任する場合のみ必要）

ウ 使用印鑑届

エ 印鑑証明書

オ 代表者身分証明書（ただし、法人は不要）

カ 商業登記の謄本（登記簿謄本又は履歴事項全部証明書。ただし、個人は不

要)

- キ 納税証明書
- ク 建設業許可通知書(写)
- ケ 監理・主任技術者名簿
- コ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)
- サ 宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観数値加算認定申請書
(宝塚市内に本社(本店)を有する業者のみ)
- シ ISO認定書(取得者のみ)

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

- ア 入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
- イ 委任状(代表権のない者に権限を委任する場合のみ必要)
- ウ 宝塚市内における支店、営業所の調査票(ただし、宝塚市外に所在する支店、営業所等に権限を委任する場合は不要)
- エ 使用印鑑届
- オ 印鑑証明書
- カ 代表者身分証明書(ただし、法人は不要)
- キ 商業登記の謄本(登記簿謄本又は履歴事項全部証明書。ただし、個人は不要)
- ク 納税証明書
- ケ 営業に関し法律上必要とする登録等の許可又は証明書
- コ 財務諸表
- サ ISO認定書(取得者のみ)
- シ 測量等実績調書

(3) 物品等

- ア 入札参加資格審査申請書(物品等)
- イ 委任状(代表権のない者に権限を委任する場合のみ必要)
- ウ 宝塚市内における支店、営業所の調査票(ただし、宝塚市外に所在する支店、営業所等に権限を委任する場合は不要)
- エ 使用印鑑届
- オ 印鑑証明書
- カ 代表者身分証明書(ただし、法人は不要)
- キ 商業登記の謄本(登記簿謄本又は履歴事項全部証明書。ただし、個人は不要)
- ク 納税証明書
- ケ 営業に関し法律上必要とする登録等の許可又は証明書
- コ 財務諸表
- サ ISO認定書(取得者のみ)

シ プライバシーマーク認定書（取得者のみ）

（資格審査結果の公表もしくは通知）

- 4 資格審査の認定結果はインターネット上で公表もしくは郵送にて申請者に通知する。

（資格審査結果の公表）

- 5 資格審査を認定した業者名簿は、これを公表する。

（入札参加者の申請の期間及び場所等）

- 6 入札に参加しようとする者の申請期間及び申請場所並びに当該申請に係る宝塚市指定要領の交付期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（1）申請期間は、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等とも、令和 7 年（2025 年）11 月 4 日から令和 7 年（2025 年）11 月 18 日までとする。

（2）申請場所 ア 電子による申請及び郵送による申請

（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品等）

ー兵庫県電子申請共同運営システム

別送書類は契約課宛郵送

イ 郵送による申請

（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品等）

ー契約課宛郵送

（3）宝塚市指定要領の交付期間は、令和 7 年（2025 年）10 月 3 日から令和 7 年（2025 年）11 月 18 日までとし、市ホームページからのダウンロードまたは契約課窓口で有償交付（1 部 500 円。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）する。

（参加資格の有効期間）

- 7 入札に参加することができる資格の有効期間は、次のとおりとする。

（1）建設工事

令和 8 年（2026 年）2 月 1 日から令和 8 年（2026 年）6 月 30 日まで

（2）測量・建設コンサルタント等及び物品等

令和 8 年（2026 年）2 月 1 日から令和 9 年（2027 年）6 月 30 日まで